

株式分割に関する基準日公告

2025年11月13日

株主各位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
シンプレクス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 金子 英樹

当社は2025年10月30日開催の取締役会において、2025年12月1日付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年11月30日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 2025年12月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00 17:00 (土日休日を除く)